

議案第十三号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「規則」を「区規則」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二号中「規則」を「区規則」に改める。

第十二条中「規則」を「区規則」に改める。

別表第一特殊疾病者の項を次のように改める。

特殊疾病者

区規則で定める疾病を有する者

付 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例別表第一特殊疾病者の項に規定する疾病に該当して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の受給の対象となつてゐる者は、この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定により手当の受給の対象となつてゐる者とみなす。

（説 明）

心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病者の規定方法を改めるため、本案を提出いたします。